第四条の表の二の号中「セミトレーラ」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

三　セミトレーラのうち告示で定めるもの	三十六

第四条の二第一項中「十トンをこえて」を「十トン（牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、十一・五トン）を超えて」に改め、同条第三項中「五トン」の下に「（牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、五・七五トン）」を加える。

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第二条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号イの表中「自動車の運搬用のセミトレーラ連結車」の下に「（ロ及びニにおいて「バン型等のセミトレーラ連結車」という。）」を、「自動車の運搬用の車両」の下に「であるもの」を加え、同号ロ中「国際海上コンテナ運送」を「バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナ運送」に、「第五十五条の規定により軸重の基準の緩和の適用を受けたもの」を「第四条の二第一項の規定による告示で定めるもの」に改め、同号ニ中「国際海上コンテナ運送」を「バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナ運送」に改め、同条第四号ロ中「十七メートル」の下に「（被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの距離が三・二メートルから三・八メートルまでの車両にあつては十七・五メートル、三・八メートルから四・二メートルまでの車両にあつては十八メートル）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

○国土交通省令第十九号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

（建設業法施行規則の一部改正）

第二条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「公益財団法人ＪＫＡ」の下に「、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所」を加え、「、独立行政法人科学技術振興機構」、「、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」、「、独立行政法人日本原子力研究開発機構」及び「、独立行政法人理化学研究所」を削る。

（都市計画法施行規則の一部改正）

第三条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の七第六号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所が」を「国立研究開発法人森林総合研究所が」に改め、同条第二十三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に、「又は独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国立研究開発機構法」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第六号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所が」を「国立研究開発法人森林総合研究所が」に改める。

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

第五条　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所が」を「国立研究開発法人森林総合研究所が」に改め、同条第二十二号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に、「又は独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十三号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所が」を「国立研究開発法人森林総合研究所が」に改め、同条第二十三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改める。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第七条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項第五号を削る。

第七十四条第二項第五号を削る。

第九十七条第六項第二号中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に改める。

第百八条第二項中「次に掲げる」を「船員の教育及び養成に関する」に改め、各号を削る。

第百三十八条第四項中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改める。

附則第六条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とする。